

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽原子力発電所 保安規定）【20】
2. 日時：令和2年6月25日 15時30分～17時20分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※…TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

宮本主任安全審査官※、角谷安全審査官※、照井安全審査官、桐原調整係長
実用炉監視部門

平田上席監視指導官（BWR班）※、久光上級原子炉解析専門官（BWR班）

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部 保安管理G マネージャー 他31名※

日本原子力発電株式会社

発電管理室 プラント管理Gr 課長 他7名※

5. 要旨

- (1) 東京電力ホールディングス株式会社から、令和2年3月30日に提出された柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の内容について、令和2年5月15日、5月25日、5月27日及び6月24日の提出資料に基づき説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。
 - 泡原液搬送車の月例等試験の判定基準について、具体的な確認内容を整理して説明すること。
 - 軽油タンクからタンクローリを用いた燃料補給について、実条件性能確認との差異を整理して説明すること。
 - 緊急時対策支援システム伝送装置又はデータ伝送装置が動作不能である場合に要求される代替措置について、確認対象となる具体的なパラメータと記録及び連絡を行う要員の必要数を整理して説明すること。
 - 月例等定期試験名称とその判定基準である小型船舶（海上モニタリング用）の対応関係を確認し、整理して説明すること。
- (3) 東京電力ホールディングス株式会社から、了解した旨の回答があった。

6. その他

関係資料：なし